

保護者の皆様へ

# 平成30年度 就学援助制度のお知らせ

三鷹市教育委員会

ご入学、ご進級おめでとうございます。

三鷹市では市内に在住し、市立及び国公立の小学校(特別支援学校を除き、義務教育学校の前期課程を含む。)、中学校(特別支援学校を除き、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む)に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、ご家庭の事情に応じて、給食費や学用品などについて援助をする制度があります。ご希望のかたは、下記の要領で申請してください。

## 1 援助を受けられる世帯

(1) 現在、生活保護を受けているかた

(福祉事務所より支給される費目を除き援助を受けられますが、申請書は必ず提出してください。

課税証明書等の添付は必要ありません。)

(2) 平成29年度又は30年度に次のいずれかに該当するかた

- 生活保護の停止又は廃止の決定を受けている。
- 市区町村民税の非課税又は減免の決定を受けている。
- 国民年金保険料の免除の決定を受けている。
- 国民健康保険税(料)の減免又は徴収猶予の決定を受けている。
- 児童扶養手当を受給している。(児童手当・特別児童扶養手当ではありません。)
- 生活福祉資金の貸付けを受けている。
- 日雇労働被保険者手帳を所持している。

(3) 経済的に困りの世帯で、世帯全員のかたの所得金額が基準額以下のかた

**※ 基準額は、家族構成、年齢、家賃等によって異なりますので、次の表はあくまで”めやす”としてください。**

所得基準例 (家賃控除月額42,000円で計算した場合)

世帯人数	家族構成	平成29年分所得金額
3人	母(35歳) 子供(9歳・5歳)	おおよそ 2,682,000円以下
4人	父(40歳) 母(35歳) 子供2人(9歳・5歳)	おおよそ 3,102,000円以下
5人	父(40歳) 母(35歳) 子供(9歳・5歳) 祖母(70歳)	おおよそ 3,392,000円以下

※ 所得金額とは、給与所得者の場合は、給与支払金額ではなく給与所得控除後の金額です。

その他の所得の場合は、事業収入額から必要経費を差し引いた後の金額です。

## 2 援助の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 学用品費・通学用品費 | 一定の補助額を各学期に分けて支給します。                                      |
| (2) 校外活動費      | 遠足・自然教室等の実費の一部を支給します。                                     |
| (3) 新入学学用品費    | 4月1日認定の小・中1年生に対し一定の補助額を支給します。<br>※ 前年度に、新入学準備金を受給した場合を除く。 |
| (4) 新入学準備金     | 次年度入学予定の新小・中1年生に対し一定の補助額を入学前に支給します。                       |
| (5) 学校給食費      | 給食費の支払いが免除になります。  |
| (6) 医療費        | 学校保健安全法で定められた病気の治療費を支給します。                                |
| (7) 修学旅行費      | 修学旅行の実費を支給します。  |
| (8) 体育実技費      | 中学校体育実技用具費(柔道着代)の一部定額を支給します。                              |

## 3 申請方法

- (1) 申請書に必要事項を記入し、同意書・委任状兼振込依頼書に署名・押印のうえ、**在籍校へ提出してください。**
- (2) 認定審査は年度ごとに行いますので、前年度に受給(新入学準備金含む)されたかたも、改めて申請してください。
- (3) お子さんが2人以上いる場合は、それぞれ申請書を提出してください。  
(添付書類は、どちらかのお子さんに付けて頂ければ結構です。)
- (4) 提出期限までに必要な添付資料がない場合は、認定できませんので申請書をお返しします。  
資料を揃えてから提出してください。(学校への郵送も可)

## 4 申請理由と添付書類

- (1) 申請理由は、申請書のオモテ面の番号に○を必ず記入してください。
- (2) 必要な添付書類は、申請理由で確認のうえ、申請書裏面に貼付してください。

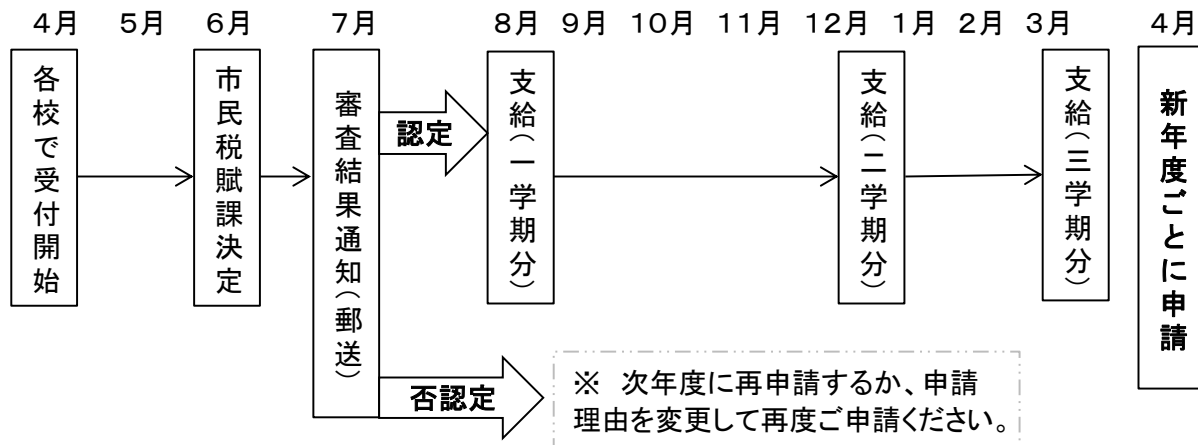
## 5 マイナンバー制度実施に伴う必要書類

- (1) 申請書の裏面を確認のうえ、貼付してください。  
**※マイナンバーの確認書類は、申請者(保護者)のみ必要になります。**

## 6 家賃の証明書(持ち家のかたは不要)

- (1) 『世帯の年間所得金額が基準以下で援助を希望している世帯』を理由に申請されるかたで、賃貸住宅に係る家賃を支払っているかたは、家賃の証明書を添付してください。
- (2) 家賃の証明書として、最新の賃貸借契約書の写しを、都営住宅の場合は、東京都住宅局が発行した【平成30年度収入認定通知書兼使用料通知書】の写しを添付してください。  
**※上記以外の証明書、名義違いの証明書、証明書代わりに領収書は、家賃の証明書としては原則認めませんので、ご了承ください。**
- (3) 家賃の証明書を提出して認められれば、3～5人の世帯では最高で年間837,600円、6人世帯では900,000円、7人以上では1,005,600円が、就学援助の認定上で所得から控除されます。
- (4) 賃貸住宅にお住まいであっても、上記家賃証明書の添付がない場合や、名義違いの場合は、原則として家賃の年間控除を受けることができません。ご注意ください。

## 7 全体の流れ



**※審査結果通知後の給食費などの支払いや引き落としについては、直接学校へお問い合わせください。**

## 8 注意事項

(1) ★印が付いている理由により申請されるかたで、平成30年1月1日現在三鷹市に住民登録がないかた(途中転入のかた等)は、添付書類の提出が必要となりますので、申請書の裏面をよくご確認ください、添付書類も合わせてご提出ください。

なお、所得の証明には、平成29年中に世帯で収入のあったかた全員分の源泉徴収票や、平成29年分の所得税の申告書(第一、二表の両方)控、または、平成30年度個人住民税(市・都民税)申告受付書が必要です。

(2) 三鷹市に市民税・都民税の申告等をしなければならない(勤務先から源泉徴収票が市役所へ未提出など)のかたは、収入の有無にかかわらず、市役所2階市民税課または各市政窓口で、至急申告してください。

**所得を証明する上記(1)の書類のないかた、必要添付書類のないかたは、認定審査事務ができません。ご注意ください!!**

## 9 その他

(1) 認定審査の結果については、7月初旬に審査結果を郵送にて通知します。

なお、認定された場合は、各学期終了後(8月、1月、4月中旬頃予定)、申請書にご指定いただいた口座へ振り込みます(認定後の給食費、医療費を除く)。

(2) 年度途中でも、申請を受付しています。ただし、援助費の支給は、認定月(申請月)以降となります。

(3) 年度途中で三鷹市外へ転出された場合、新しい住所地で再度就学援助の申請が必要になります。

(就学援助制度についての問合せ先)

三鷹市教育委員会事務局 学務課 学務係

TEL 0422-45-1151 内線 3232~3233

FAX 0422-41-7310